

中学校完全給食推進本部・平成29年度第5回会議 会議録

開催日時 平成29年(2017年)9月12日(火) 13時48分～14時34分

開催場所 災害対策本部室

出席者

(本部長)

市長 上地 克明

(副本部長)

副市長 永妻 和子 副市長 田中 茂

(本部員)

教育長	新倉 聡	上下水道局長	長島 洋
政策推進部長	上条 浩	政策推進部文化スポーツ担当部長	野間 俊行
政策推進部渉外担当部長	中野 愛一郎	総務部長	尾澤 仁
財政部長	竹内 英樹	財政部市税担当部長	菱沼 孝
市民安全部長	小貫 和昭	市民部長	室井 二三夫
健康部長	惣田 晃	こども育成部長	濱野 芳江
環境政策部長	本多 和彦	資源循環部長	小川 隆
経済部長	秋本 丈仁	経済部観光担当部長	松田 優一
都市部長	井上 透	土木部長	鈴木 栄一郎
港湾部長	服部 順一	上下水道局経営部長	渡辺 大雄
同技術部長	長谷川 浩市	消防局長	佐藤 正高
市議会事務局長	井手之上 麻理子	教育委員会事務局教育総務部長	阪元 美幸
同学校教育部長	伊藤 学	選挙管理委員会事務局長	一之瀬 秀行
監査委員事務局長	小澤 充		

(事務局)

教育委員会事務局学校教育部学校給食担当課長 藤井 孝生

同課係長 田中 慎一 同課主任 津田 尊夫

同課主任 中川 雄介

代理出席者

福祉部長代理 福祉総務課長 古谷 久乃

1 開会

【教育長】

ただいまから、中学校完全給食推進本部・平成 29 年度第 5 回会議を開催させていただく。
本日もご多用の中お時間をいただき感謝申し上げます。

本日の会議では、前回ご議論いただいた給食センターの用地に関して、事務局案を提示する。また、事業手法等についても、現在の検討状況等についてご報告する。

2 案件

- (1) 給食センター用地について
- (2) 給食センター整備に係る事業手法等について

◆ 説明（事務局）

- ◇「資料 1 給食センター用地について」
- ◇「資料 2 照会結果一覧」
- ◇「資料 3 給食センターに係る事業手法等について」

案件（1）「給食センター用地について」、ご説明させていただく。

まず、資料 1 の「1 各部局への照会」だが、用地に関する照会について、概要を記載した。（3）に記載したとおり、照会の結果、市有地が 5 件、市有地以外が 13 件の、計 18 件に関する情報を得た。詳細は「資料 2 照会結果一覧」をご参照いただきたい。

次に、「2 候補地の絞り込み」について、前回の推進本部での意見や関係部局との協議内容を踏まえ、18 カ所の候補場所について絞り込みを行った。まず、「（1）他の利用計画等」について、給食センター以外で既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先すべきと考えたので、候補場所 18 カ所のうち、他の利用計画等がある 6 カ所を候補場所から除外した。次に、「（2）配送所要時間」について、給食提供については学校給食衛生管理基準で、調理後 2 時間以内に喫食できるよう努めるとされており、給食センターから学校までの所要時間が長い学校がある場合は、配送が遅れるリスクが高まる。昨年度の調査において配送時間は 30 分以内を目安にしていたことを踏まえ、30 分を超える学校がある場合を△とし、41 分を超える学校がある場合、または 30 分を超える学校が 5 校以上ある場合は×として評価した。2 ページの「（1）他の利用計画等」のない 12 カ所のうち、配送所要時間に関して×の判定となった候補地が 10 カ所あり、これらを候補地から除外した。（1）と（2）の検討の結果、市有地である旧平作小学校と、国有地である大矢部弾庫跡地の 2 カ所に絞り込んだので、この 2 カ所について、次の観点から検討を行った。

まず、「（3）開始時期への影響」について、土地の造成に年数がかかる、市有地以外の

土地取得で時間がかかるなどと思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まると考えている。旧平作小学校は市有地だが、大矢部弾庫跡地は国有地であり、敷地面積も広大であるため、給食センター以外の整備計画を作成した上で国と交渉する必要があること、また、旧軍港市国有財産処理審議会の手続きを経なくてはならないことなどから、取得までに時間を要することが見込まれる。

次に「(4) 立地環境」について、旧平作小学校は、幹線道路に面しているため、車両通行に関して近隣への影響が比較的少ないと思われる。また、前面道路に上水道、下水道、電気、中圧ガス導管などのインフラが敷設されている。一方、大矢部弾庫跡地は、幹線道路に直接面していないため、幹線道路へ至る道路に面する地域に対して影響が生じるおそれがある。またインフラに関しては、上水道、下水道、電気は整備されているが、中圧ガス導管が敷地まで敷設されていないので、引き込むには 200～400mの延長が必要となる。以上の観点からの検討結果により、教育委員会事務局としては、市有地である旧平作小学校を給食センター用地の候補場所としたいと考えている。

次に、「3 旧平作小学校を給食センター用地の候補場所とした場合の課題」の「(1) 建築基準法第 48 条ただし書の許可」についてだが、旧平作小学校に給食センターを建設するためには、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得る必要がある。利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要となる。また、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となる。「(2) 避難場所などの検討」については、旧平作小学校は、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されているので、既存施設解体後の避難場所などについて検討する必要がある。

次に、「4 今後のスケジュール (案)」だが、9月15日に開催する教育委員会定例会において、教育委員会としての給食センター用地 (案) を決定する予定である。9月29日には、中学校完全給食実施等検討特別委員会が開催されるので、教育委員会としての給食センター用地 (案) について報告し、ご意見をいただきたいと考えている。いただいたご意見を踏まえて、10月に企画調整会議を開催していただき、市として、給食センター用地を決定する、というスケジュールを想定している。

続けて、案件(2)「給食センター整備に係る事業手法等について」ご説明させていただく。まず、資料3の「1 事業手法」についてだが、公共施設等の整備等にあたっては、平成29年4月に定められた「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針」に基づいて、下の図の、検討のフローに従い検討を進めている。「(1) 対象事業」だが、給食センターの整備は、「ア「建築物又はプラントの整備・運営に関する事業」、イ「施設建設費(設計・建設)が10億円以上」または「単年度の運営費が1億円以上」の両方の条件に該当するので、「PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討」の対象事業となる。「(2) 優先的検討の方法」について、「ア 検討の開始時期」、「イ 事業担当部局から総務部への協議」として、現在の状況について記載した。「ウ 採用手法の選択」について、優先的検

討方針では、対象事業について当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、「最も適切な PPP/PFI 手法」を選択するものとされているので、中学校完全給食事業の特性、本市の状況等を踏まえ、「横須賀市 PPP/PFI 手法の導入に関する優先的検討方針（解説）」に記載の、採用手法選択フローチャートにより検討し、事業手法を選択する。「採用手法選択フローチャート」を参照しながら、3ページをご覧いただきたい。まず、「①施設の新設又は改修を伴うもの」だが、これにはあてはまるので、「②設計及び建設（製造）と運営等を一括して委託するもの」に進む。これについては、「現在、中学校完全給食を実施しておらず、運営等に携わっている職員がいない」、「小学校、特別支援学校は自校方式で実施しており、本市では10,000食規模の給食センターでの運営等に関する知識や経験を有していない」、「運営事業者の考えを施設的设计・建設に反映することにより、施設・運営品質の向上やコストの削減が期待される」、「他自治体の給食センターにおいても設計及び建設と運営等を一括して委託する事例が多数ある」ことから、「あてはまる」と判断した。次に、「③建設（製造）に民間資金を活用するもの」に進む。これについては、この時点では、PFIであるBTO、BOT、BOOとPFIではないDBOの4つが残っているが、文部科学省の交付金の対象となるかなどを考慮して、PFIの一つであるBTOとDBOに絞り込んだ。BTOとDBOは、事業手法としては類似しているが、資金調達や、特別目的会社の設置などの点が異なる。今後、導入可能性調査を委託により実施し、その結果を踏まえた上で事業手法を決定したいと考えている。なお、昨年度の調査による費用比較では、DBOが最も低く、BTO（PFI）が次に低いという結果であった。

4ページの「2 基本計画」、「(1) 概要」だが、1でご説明したBTOまたはDBOの事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み、設計・建設、開業準備、維持管理運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになる。そのため、基本理念や事業の基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定める。「(2) 検討体制」については、教育委員会事務局で作成し、各検討組織から意見を聴取し、検討を進めたいと考えている。また、中学校完全給食実施等検討特別委員会に検討案を報告し、意見を聴取した後、教育委員会定例会において決定する。最後に、「3 導入可能性調査・基本計画スケジュール（案）」である。まず今月中に、PFI等導入可能性調査を事業者に委託する方向で現在調整を進めている。10月には中学校完全給食推進本部専門部会と中学校完全給食推進連絡協議会を開催し、基本計画で定める内容等について意見をいただく予定である。また12月には、中学校完全給食実施等検討特別委員会に基本計画や導入可能性調査の検討状況を報告して、PFIまたはDBOで実施することになった場合には、アドバイザー業務委託に関して、補正予算案を上程したいと考えている。補正予算案が可決されれば、平成30年1月を目途に、アドバイザー業務委託に係るプロポーザルを開始し、平成30年3月には、アドバイザー業務委託の事業者を決定し、整備・運営事業者の選定に係る事務を開始したいと考えている。

◆ 質疑

【経済部長】

旧平作小学校ということは、すでにある程度地域に話はしてあると思うが、臭いについての検討はしているのか。

【事務局】

地域住民に対しては、連合町内会の会議で、「あくまでも候補地のひとつである」という説明にとどめている。また、旧平作小学校に関連が深い町内会が4つあるが、その町内会長にも同様の説明を行っている。臭いについては、他の自治体の給食センターなどの情報も収集しているが、周辺に住宅等もあるため、臭いや音などについて細心の注意を払った施設整備ということで、事業者からの提案を受けることになると考えている。

【経済部長】

経済部では市内の食品工場と業務上の関連があるが、臭いについては、近隣への課題が大きいと認識している。地域住民に対して説明する際には、臭いについてきちんと説明した上で進めないで、でき上がった後で「こんなはずではなかった」ということになるといけないので、事前に極力情報提供をすべきであると思う。

【事務局】

そのようにしていきたいと思う。

【都市部長】

今後この件について、地元の町内会にどのような説明をしていくのか。

【事務局】

本日いただいたご意見を整理した上で、9月15日の教育委員会定例会で、事務局の案として教育委員に諮り、決定したら、当日中に連合町内会長及び関連の町内会長に「教育委員会の案」として説明しようと考えている。その後は、その都度、状況に応じて説明していくが、町内会長と調整し、地域住民への説明を行っていきたいと思う。

【都市部長】

町内会長に説明に行く場合、市が決定した内容を説明するのであり、町内会長の発言内容で反対されていないので事業を進めたと言うことがないようにすべきである。

【事務局】

今の意見も踏まえ、丁寧に説明していきたい。

【市民部長】

給食センターを建設するには何㎡必要か。

【事務局】

基準は特に定められていない。衛生基準、作業動線、施設機能などから設定することになる。昨年度の調査では、建物面積 4,400 ㎡、延べ床面積 5,600 ㎡と設定したが、必要食数を精査し、過度な施設とならないように市議会から指摘も受けているので、もう少し面積は少なくなることも想定している。

【市民部長】

仮に旧平作小学校に建設する場合、土地は余るという理解でよいか。

【事務局】

建物以外に配送車両の走行エリアや駐車場なども必要となる。現在、事務局では全体で概ね 10,000 ㎡程度は必要になると想定しており、旧平作小学校の土地は 15,000 ㎡程度なので、使わない部分が出てくることは想定している。

【市民部長】

予め使用しない部分を分筆し、公園などを整備して、地域住民の理解を得ることは考えられないか。また、今回の検討で工業系の用途地域の土地が配送時間の理由ですべて選外となっているのが残念である。必要な用地を工業地域で確保すれば、旧平作小学校の土地は住居系の用途地域であるため住宅地として高価格で売却できると思われるが、工業系の用途にある土地が候補地として復活することはないのか。

【事務局】

ご指摘の点も含めて事務局で検討してきた経緯がある。最終的には、用途地域が工業系ではないが、市内の中学校の配置を考えたときの立地条件などから、旧平作小学校が最も全市に配送しやすいという判断をしている。他の給食センターの運営をしている事業者からもこの間、色々と話を聞いてきたが、やはり配送時間はこのくらいでないと長期に安定して運営していくことは難しいという話であった。また、他の自治体の給食センターの状況も勘察した結果、今回、事務局として最適地は旧平作小学校であると判断した。土地の分筆等については、今後、地域に説明をする際には、市として土地全体をどのように使うのかを調整した上で、説明していきたい。

【文化スポーツ担当部長】

旧平作小学校では現在、学校開放を行っているが、今後の学校開放の予定についても調整した上で説明を行っていくということでよいか。

【事務局】

学校開放については、旧平作小学校が統廃合で廃校になって以降、教育委員会として1年ごとに使用期間を更新して行っている。旧平作小学校は既に市として売却の方針が出され、現時点では今年度の12月までは使用可能であるという案内を行っている。仮に旧平作小学校が給食センター建設用地として決定された場合には、今後の学校開放の期間についても地域に説明していくことになると考えている。

【資源循環部長】

地域住民に対する説明について、建築基準法第48条ただし書の許可で、公益上必要な理由をどのように説明して納得を得るのか。ここしか適地がなかったということになるのか、公益性が高いということになるのか。

【事務局】

中学校完全給食を行うことが決定してから、センター方式での実施を決定し、用地決定までの経緯について、内容はさらに掘り下げなければならないと思うが、今回説明した候補地検討の経緯をベースに考えている。

【環境政策部長】

臭い問題は深刻であると思う。でき上がった施設に関する苦情があったときに、訪問して解決を図ることを行っているが、食品工場の臭いは非常に難しい公害対策となるため、この場所で進めるのであれば、予め相当の臭いを除去するような対策を考えておく必要がある。

また、配送時間が決定要素の中で大きな要素というのは、運用面でカバーできないのかという指摘に耐えられないのではないかと。遠い学校の分は早めに作り、学校に早めに届けて保管しておくことにどんな問題があるのかといったことについて、しっかり議論しておく必要があるのではないかと。それほど広くない本市の場合、配送時間だけで18カ所ある候補地のうち10カ所を除外するのは緻密さに欠けるように感じる。

【事務局】

私たちが何か所か他の自治体の給食センターに視察に行っているが、臭いについて個人的には気になったことはないが、大規模な給食センターになるため、同規模の給食センタ

一での事例もしっかりと調べていきたい。また、給食センターの整備にあたって作成する基本計画や事業者選定時の要求水準書に臭い対策についても盛り込んでいきたい。

配送時間については学校給食衛生管理基準において、調理後から2時間以内の喫食に努めることが求められており、これは、給食ができてから2時間以内に子どもたちに食べてもらうという意味であるため、早く作れば、その分、早く食べてもらう必要がある。今後はより丁寧な説明に努めたい。

【財政部長】

スピード感をもって臨むという観点では、今回の提案が現実的であると思うが、建築基準法第48条のただし書の許可に係る公聴会はもとより、地域住民の方々のご理解を得ることがとても大切であると思う。臭い対策や10,000㎡を超える部分の土地利用のあり方などの全体像、避難所のことなど考え方を整理した上で臨んでいくことが必要であると思う。

【市民安全部長】

避難所については、ある程度のロケーションであれば、必ずしも住居の隣にある必要はないと言えなくもない。一方で、広域避難地は、大規模火災から身を守る場所なので、比較的素早く避難する場所となる。給食センターで土地のすべてが必要なわけではないが、15,000㎡あった旧平作小学校という広域避難地がなくなるということが問題についても検討しなければならない。なるべく円滑に話が進むように情報共有させていただき、市民安全部が説明した方がわかりやすいことであれば我々が説明するし、教育委員会が説明する案件であれば支援させていただくので、是非、地域の方々にとってこんなはずではなかったとならないようお願いしたい。

【港湾部長】

これから地域へ説明していく中で、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所の今後の考え方について、ある程度目途がたった状態で説明しないと、納得していただけないのではないかと思う。

民間資金の活用の中で、BTO、DBOの話があったが、BOTも運営期間終了後に所有権が市に移転するため、文部科学省の学校施設環境改善交付金が受けられるような工夫はできないか。

【事務局】

BOTのように後から所有権が移ってくる場合についても、文科省の学校施設環境改善交付金の対象になると思うが、PFIの場合、一般的には15年程度の期間が想定されるため、交付金の対象となるのは15年後になると聞いているので、本市の財政状況を考えたときに、

どちらが良いのかということになると思う。

【渉外担当部長】

検討で最終段階に残ったのは旧平作小学校と大矢部弾庫跡地の2カ所しかない。大矢部弾庫跡地は現在、防衛省の財産であり、財務省に移管されなければ取得はできない。ここに建てることになると、給食開始がいつになるか分からないというのが現状だと思う。建築基準法第48条のただし書きの許可を受ける必要があったとしても、旧平作小学校の方が早いと思われる。市議会や地域住民に説明していく中で、「他の地域の利用計画の中で考えられなかったのか」という話も出てくるのではないかと思うが、スピード感を重視した中でここになったということは理解できるので、丁寧な説明をしていただければと思う。

【都市部長】

民有地の情報や配送時間の可否判断の基準について、明確にしておいた方が良いのではないか。

「他の用地に建てれば良いのになぜここに建てたのか」というような反対意見があった場合に、こうした部分の説明が重要であるので、きちんと説明できるようにしていただきたい。

【教育長】

民有地については、この資料では所有者が現在その土地で何をしているか、何をしようとしているかまでには踏み込んでいない。これらは民間所有の土地であるため、検討段階では資料で詳細を明らかにできなかった。用地決定の判断については、しっかりと説明できるようにしていきたい。

(3) その他 なし

【市長】

本日も活発な議論、意見交換に感謝申し上げます。

事務局から説明があったとおり、教育委員会としての用地案決定後、市議会特別委員会での意見を踏まえ、正式に、市として用地を決定していきたいと考えている。用地に関しては、地域の方々の中にも、不安に思われる方もいると思う。本日の会議でも様々な意見があったが、それらも踏まえて、皆さまにご理解いただけるよう、真摯に、十分な説明をしていただきたいと考えている。今後も引き続き、協力をお願いしたい。

3 閉会

【教育長】

本日も貴重な意見をいただき感謝申し上げます。

今後は、さらに具体的な実務に関わる部分でも、各部局の皆さまのお力をいただく場面が増えてくると思うので、引き続きご協力をお願いしたい。